

2月 無料相談

相談項目	日	時	場所・相談内容など	連絡先
行政相談	13日(木) 27日(木)	13:00~15:00	総合ケアセンター南三陸2階相談室	総務課総務法令係 ☎46-1370
求職・求人相談	月・水・金曜日 (祝日を除く)	9:00~16:30	役場1階無料職業紹介所 無料の職業相談 対象：求職者…町内居住者、町内就業希望者 求人企業…町内に事業所を有する企業	無料職業紹介所 ☎29-6215
消費生活相談	火・木曜日 (祝日を除く)	9:00~15:00	役場1階消費生活相談所 悪質商法・事業者との契約トラブルなどの消費生活に関する相談 対象：町内に居住する個人	消費生活相談所 ☎29-6215
無料法律相談	実施日が各士業によって異なります	弁護士 10:00~16:00 その他の士業 10:00~15:00	法テラス南三陸 相続、金銭、住まい、男女間トラブルなど法律に関する相談 ※事前にご予約いただくと、スムーズにご相談できます。	法テラス南三陸出張所 ☎050-3383-0210
			税理士 3日(月) 社会福祉士 20日(木)	
			司法書士 3日(月) 社会保険労務士 26日(水)	
			行政書士 17日(月) 建築士 28日(金)	
			土地家屋調査士 12日(水) 弁護士 毎週木曜日	
生活相談	13日(木) 27日(木)	10:00~15:00	総合ケアセンター南三陸2階相談室	保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601
人権相談	①13日(木) 27日(木) ②18日(火)	10:00~15:00	①総合ケアセンター南三陸2階相談室 ②歌津総合支所相談室	保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601 歌津総合支所住民福祉係 ☎36-2111
生活困窮相談	①6日(木) 20日(木) ②13日(木) 27日(木)	13:00~15:00	①総合ケアセンター南三陸2階相談室 ②歌津総合支所相談室	宮城県北部自立相談支援センター ☎0229-25-4517
健康相談	10日(月) 14日(金)	10:00~11:30	10日(月) 志津川西復興住宅第2集会所 14日(金) 志津川西復興住宅第1集会所 看護師・保健師・栄養士による健康相談 お薬手帳、健康手帳をお持ちください。	保健福祉課健康増進係 ☎46-5113
妊婦相談・赤ちゃん相談	毎週月曜日	13:00~17:00	総合ケアセンター南三陸 妊婦さんの相談、子どもの発育や育児に関する相談など	保健福祉課健康増進係 ☎46-5113
HIV・クラミジア・梅毒検査	25日(火)	13:00~15:00	気仙沼保健福祉事務所 エイズ、クラミジア、梅毒に感染しているかどうかを調べる血液検査(匿名で受けることができます) ※個別に対応しますので、事前予約が必要です。 予約期限：21日(金)正午まで	気仙沼保健所 ☎22-6662
食生活相談	毎週月~金曜日	8:30~17:00	総合ケアセンター南三陸 子どもから高齢者までの食事に関する相談など(来所または電話相談)。 ※来所相談希望の方は、事前予約をお願いします。	保健福祉課健康増進係 ☎46-5113
がんなんでも相談	毎週月~金曜日	9:00~16:00	宮城県対がん協会 がんに関する悩み、不安、疑問など、医師または看護師が無料で相談に応じます。 がん患者とその家族、友人などどなたでも相談できます。	宮城県がん総合支援センター ☎022-263-1560

協力隊掲示板 ~ 協力隊受け入れ事業者募集 ~

地域おこし協力隊と新規事業に挑戦しませんか

地域おこし協力隊とは、地域の魅力発信や特産品の開発、住民の生活支援など、さまざまな方向から地域を活性化させる活動に取り組む都市部からの移住者です。令和2年度の新規隊員募集にあたり、隊員を雇用し、協働して新規事業の創出を目指す事業者・団体を募集します。
今の業種とは違う分野でチャレンジしたい。新しい事業で地域に貢献してみたい。
そんな地域おこしの「タネ」をお持ちの事業者・団体は、ぜひご応募ください。

応募方法

町ホームページから応募様式をダウンロードし、協力隊と取り組む新規事業の概要、雇用条件など必要事項をご記載の上、役場企画課に提出してください。

南三陸町地域おこし協力隊受入事業者募集 🔍 📄 企画課地方創生・官民連携推進室 ☎46-1371

さわやか南三陸サポートプログラムに参加してみませんか？

町では、町民や事業者などの皆さんと一緒に、豊かで恵まれた自然環境を守り、きれいでさわやかな町づくりを推進する「さわやか南三陸サポートプログラム」の活動を展開しています。

このプログラムに参加し、町内の公共用地において清掃美化活動を定期的に行う方々を募集しています。
※町として重点的に環境美化活動を行っていただきたい場所を「指定区域」としてあらかじめ指定しています。また、指定区域外であっても希望があれば対象とする場合がありますので、ご相談ください。

募集团体

5名以上のグループや企業、学校、老人クラブ、婦人会などの各種団体
※個人での参加はできません

活動内容

ごみ拾いなどの清掃活動・花壇の植栽、手入れなどの活動・その他環境美化活動

活動の基準

活動区域内において、年5回以上の環境美化活動を2年以上継続できること

活動区域

海浜、公園、道路、河川およびその他の公共用地などの一定の区域

町の支援

- ・ごみ袋、軍手などの消耗品の提供
- ・不慮の事故などに対応する保険への加入
- ・団体名を記した美化啓発用看板の設置
(活動する区域によって、設置できない場合があります。)

参加申込方法

環境対策課窓口へ備え付けの「参加申込書」に必要な事項を記入の上、提出してください。

📍 環境対策課環境政策係 ☎46-5528

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～2月11日は「自主防災組織の体制を確認する日」です～

■自主防災組織は、自発的に自分の町、自分たちの隣人を守り合うための組織です

緊急時における連絡方法や自らの役割について確認しましょう

災害発生時には、避難等の自身の安全確保といった「自助」に続き、ご近所や地域における「共助」が大切です。平時から、良好な近所づきあいを保ち、自らの地域を自分で守る体制づくりに取り組み、高齢者なども含め、皆が「自分が活動する」という自覚を持つことも大切です。

また、それぞれの役割を明確にし、確認しておくことも緊急時の活動を円滑に進める上で役立ちます。

■自主防災組織における備蓄や防災資機材の適正な維持管理のための確認をしましょう

備蓄や防災資機材の保管場所、使用方法等について確認し、情報を共有しましょう

備蓄や防災資機材も緊急時に利用できなければその効果を発揮しません。保管してある物やその量、保管場所の確認を行い、その情報を共有しましょう。特に防災資機材については、できる限り多くの方が実際に使用して、使用方法を身につけていただくようお願いいたします。定期的な使用することで、資機材の点検にもなります。

📍 総務課危機対策係 ☎46-1376